

郡山市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条第1項及び第11条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第57条の3の2第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業者等に対して行う指導等についての基本的事項を定める。

(指導の方針)

第2条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる基準等に定める自立支援給付及び障害児通所給付費等対象サービス等（以下「障害福祉サービス等」という。）の取扱い、自立支援給付及び障害児通所給付費等（以下「給付費等」という。）の請求に関する事項等について周知徹底させることを主眼として実施する。

- (1) 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第66号）
- (2) 郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年郡山市条例第67号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (8) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- (10) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (11) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (12) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (13) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

(指導の対象)

第3条 指導の対象は、次に掲げる事業者、設置者及びその従業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第29条第1項に規定する事業者をいう。）

以下同じ。)

(2) 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）の設置者

(3) 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)

(4) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法律第51条の17第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)

(6) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の26第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)

（指導の実施機関等）

第4条 指導は、保健福祉総務課長、障がい福祉課長及び保健所保健・感染症課長が所掌し、保健福祉総務課の職員、障がい福祉課の職員、保健所保健・感染症課の職員及び保健福祉部長（以下「部長」という。）が必要と認める職員（以下「職員」という。）においてこれを実施する。

（指導の方法）

第5条 指導は、次の方法により実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、障害福祉サービス等の取扱い、給付費等の請求の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等指導すべき内容に応じ、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、又は障害福祉サービス事業の団体等の依頼を受けて、講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等の施設又は事業所において、「主眼事項及び着眼点」に基づいて、関係者から関係書類等の説明を受け、面談の方法により行う。

（指導方針の策定）

第6条 部長は、重点的かつ効果的な指導を行うため、前年度の指導結果等を踏まえ、毎年度当初に指定障害福祉サービス事業者等指導方針（以下「指導方針」という。）を策定する。

（指導対象の選定）

第7条 指導対象となる障害福祉サービス事業者等については、毎年度、重点的かつ効率的な指導を行うため、前条の指導方針を踏まえ、次に掲げる基準により選定する。

(1) 集団指導

集団指導の対象は、第5条第1号に規定する指導すべき内容に応じて、選定する。

(2) 実地指導

実地指導の対象は、過去における実地指導の有無、直近の実地指導の結果等を踏まえて選定する。

（集団指導の手続等）

第8条 市長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を選定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導事項等について文書により通知する。

2 市長は、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等に配慮して、当日に使用した資料等について郡山市のウェブサイト等を通じて周知するよう努めるものとする。

(実地指導の手続等)

第9条 市長は、実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を選定したときは、あらかじめ文書で通知する。ただし、事前通知の方法では適切な利用(入所)者処遇の確保、運営管理体制の確立、適切な職員処遇の確保、自立支援給付に係る費用の額の算定の適正化等、実地指導の目的が十分に達せられないと認められる場合は、当日通知することができる。

2 市長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた場合又は給付費等に係る費用について過誤による調整を要すると認められた場合は、文書で通知して改善を求め、改善結果の報告を文書で提出するよう指示するものとする。

3 市長は、前項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

(監査)

第10条 市長は、実地指導中において、次に掲げる場合に該当する状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに郡山市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱(平成24年6月1日制定)に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合

(2) 給付費等に係る費用の算定に誤りが確認され、その内容に、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度の指導から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。